

ID: 243

担当部署: 上下水道課

処分の概要	加入金の徴収		
例規名 根拠条項	高根沢町水道事業給水条例 第31条第1項		
例規番号	平成10年条例第21号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第31条の規定による。 (水道加入金)</p> <p>第31条 管理者は、給水装置の新設又は改造工事(メーターの口径を増す場合に限る。以下この条例において同じ。)をする者から、メーターの口径に応じ別表第4に掲げる額に消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額を加えた額の水道加入金(以下「加入金」という。)を徴収する。ただし、改造に係る加入金の額は新口径に対する加入金の額と、旧口径に対する加入金の額との差額とする。</p> <p>2 前項の加入金は、当該給水装置工事の申込みの際徴収する。ただし、工事申込み後の設計変更によりメーターの口径を増した場合の不足の加入金は、工事完成届の際に徴収する。</p> <p>3 納付済の加入金は、還付しない。ただし、工事着手前に工事を取りやめた場合、又は工事中の設計変更により生じた差額及びその他管理者が特に認めた場合はこの限りではない。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日